

## 10 再生可能エネルギーの導入促進について

### 《提案・要望の内容》

○再生可能エネルギーの導入促進を図るため、インセンティブが働く内容となる全量固定買取制度の早期導入、イニシャルコストを低減するための財政支援策の充実を図ること。

※再生可能エネルギーはコストが割高であるため導入が進みにくいことからコストを低減する仕組みの構築及び技術支援が必要。

※財政基盤の弱い地方自治体が再生可能エネルギーの導入から取り残されないよう、一般社団法人新エネルギー導入促進協議会の地域新エネルギー等導入促進事業の新規採択の再開及び太陽光発電以外の新エネルギーへの対象拡大等の財政支援措置が必要。

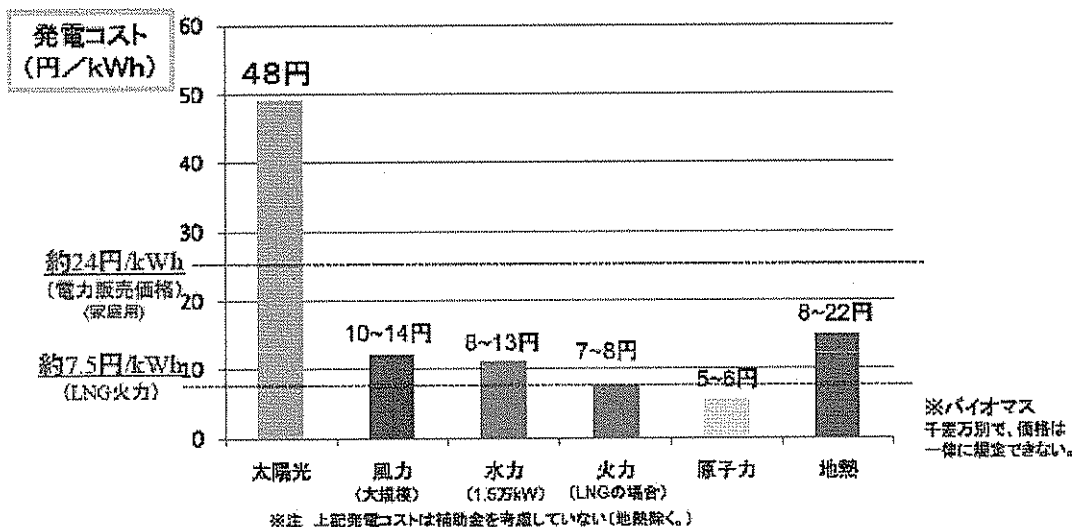
※電力会社による買取単価・期間については、普及促進が図られるものとする必要がある。

○太陽光、風力、バイオマスといった再生可能エネルギーを基幹エネルギーの1つに位置づけてエネルギー基本計画の早期見直しを行うこと。

※2030年までに14基以上の原子力の新增設（設備利用率約90%）を目標とする現計画は早期に見直す必要がある。

### <参考>

○各エネルギー源の発電コスト（出典：経済産業省HP）



### ○鳥取県の現状

種別	内容
風力発電	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内に41基59,100kW設置</li> <li>・岩美町内47,500kW計画中</li> <li>・泊沖洋上風力発電30,000kWの計画中</li> </ul>
太陽光発電	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内に14,020kW導入 (3,500戸相当(1戸4kW換算))</li> <li>・住宅用は、国庫補助金及び県の新補助金制度等により導入拡大</li> </ul>
バイオマス発電・熱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内に20,223kW導入</li> <li>・県内でペレット製造施設(1社)がH18年度から稼働中</li> <li>・県及び市町村においてペレットストーブ、ボイラーを率先導入(H18~H22)</li> </ul>
小水力発電	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内に120kW導入</li> <li>・産業技術センターで、低コスト発電機を研究開発、実証試験中であり、県内企業による市販を予定 (発売時期は現時点では未定)</li> </ul>

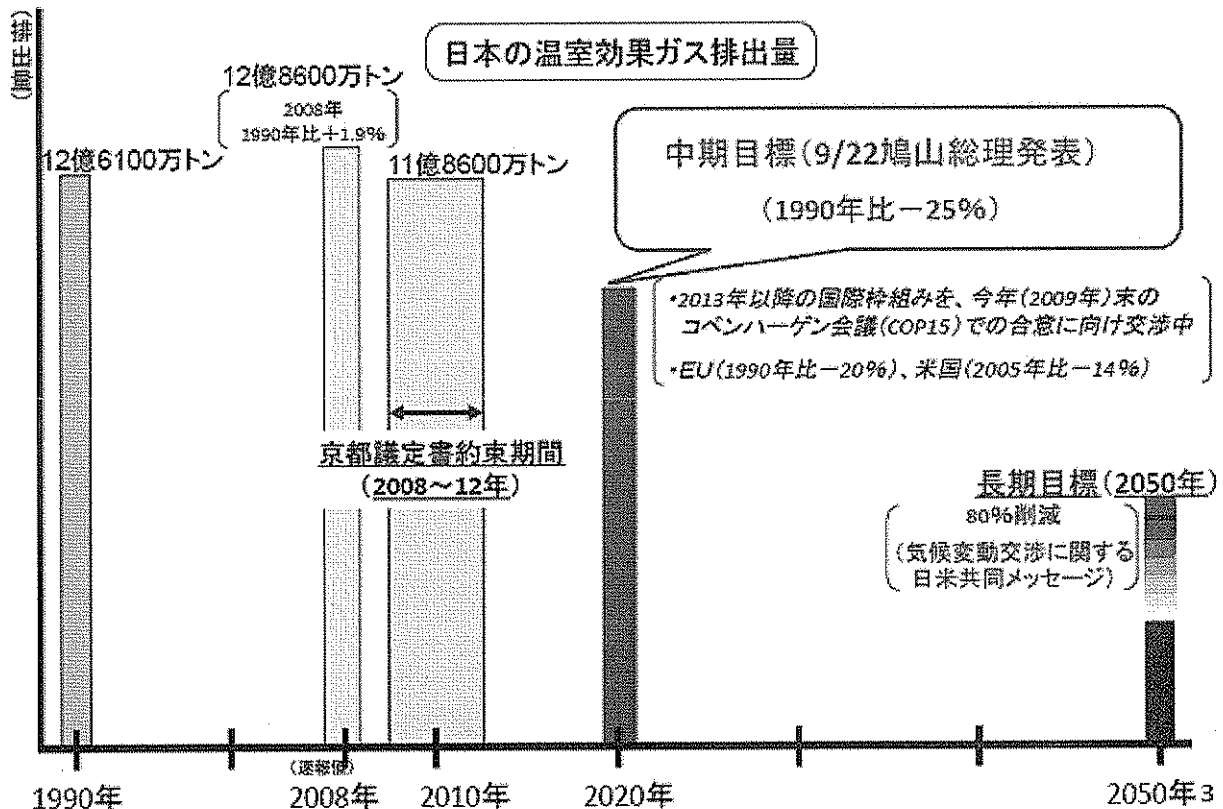
## 11 地球温暖化対策の充実強化について

### 《提案・要望の内容》

- 地球温暖化対策推進のために、温室効果ガス排出量削減に関する中長期的な目標や基本的な対策等が規定されている「地球温暖化対策基本法」を早期に成立させること。
- 二酸化炭素排出量削減のための社会システムとして、国内排出量取引の早期本格導入、国内排出権統一市場の構築に向けた措置並びにカーボンオフセットやカーボンフットプリントの普及拡大措置を構築すること。
- 二酸化炭素の吸収源である森林の整備・保全を進めるとともに、木質バイオマスや国産材利用拡大に向けた対策を講じること。

### <参考>

- 我が国の温室効果ガス排出状況と中長期目標（出典：環境省HP）



## 12 電気自動車の普及拡大の推進について

### 《提案・要望の内容》

- 電気自動車の充電設備に対する国の補助事業を継続し、補助対象を設置工事費まで含めるよう拡充を図ること。
- 主要国道の道の駅及び高速道路のサービスエリア・パーキングエリアにおいて充電設備の計画的な整備を図り、電気自動車が快適に走行できる環境を整備すること。
- 使用中のガソリン自動車等を電気自動車に改造する場合に、その改造経費の一部を助成する制度を創設すること。

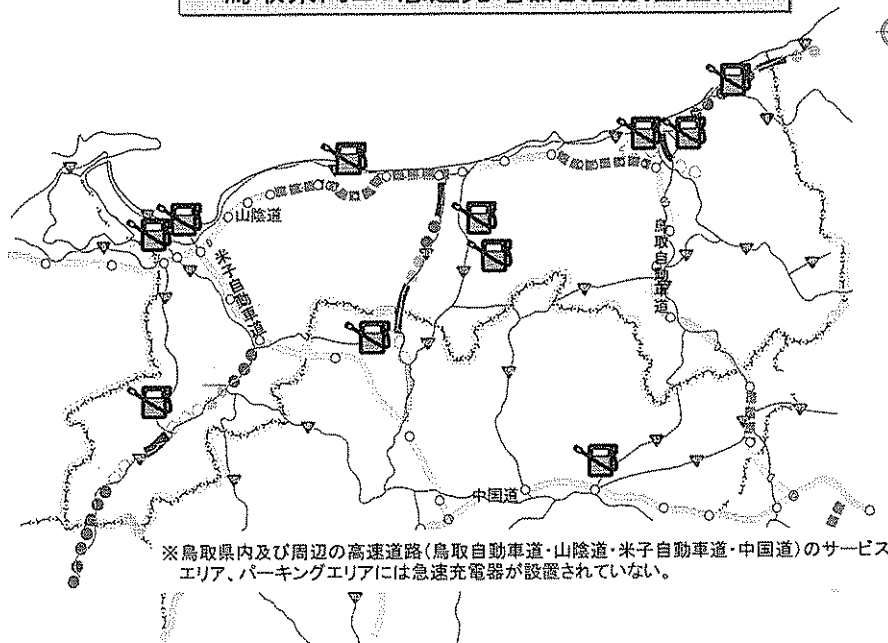
※充電設備に対する国の補助制度は、設置を検討する事業者・自治体にとって大きなインセンティブとなっており、引き続き補助制度を継続するとともに、設置に必要な工事費が設置者の大きな負担になっていることから、設置に伴う工事費も新たに補助対象とすることが必要。

※現在、県内の主な観光地周辺等を中心に設置を推進しているところであるが、電気自動車を利用した県外からの観光客の呼び込みには長距離移動が不可欠であり、幹線道路である国道及び高速道路のパーキングエリア・サービスエリア等への充電設備の設置が必要。

※電気自動車の普及にはガソリン自動車の電気自動車への改造は有効な手段の一つであるが、改造に要する費用負担が大きく、普及が進展しない一因となっている。

### <参考>

#### 鳥取県内EV急速充電器設置箇所



県内の自動車整備工場が製作した改造EV

## 13 小水力発電施設の導入促進と規制等の緩和について

### 《提案・要望の内容》

- 東日本大震災の発生に伴い、農林分野においても再生可能エネルギーの導入拡大が必要であり、既存の農業用ダムなどの水力エネルギーを最大限活用した小水力発電施設が導入できるよう、土地改良法等の規制や手続きを緩和するとともに、導入補助制度の拡充や、安定的な電気の買取制度の早期実現を図ること。

### ■土地改良法に基づく補助事業の運用による制限 ⇒ 規制緩和が必要

#### ○現行の土地改良区が行う発電事業の補助制限

##### 【発電規模】

「電力供給対象施設に係る電力料」と「発電のための管理運営費」の合計を賄う出力規模に限定

##### 【電力供給対象施設】

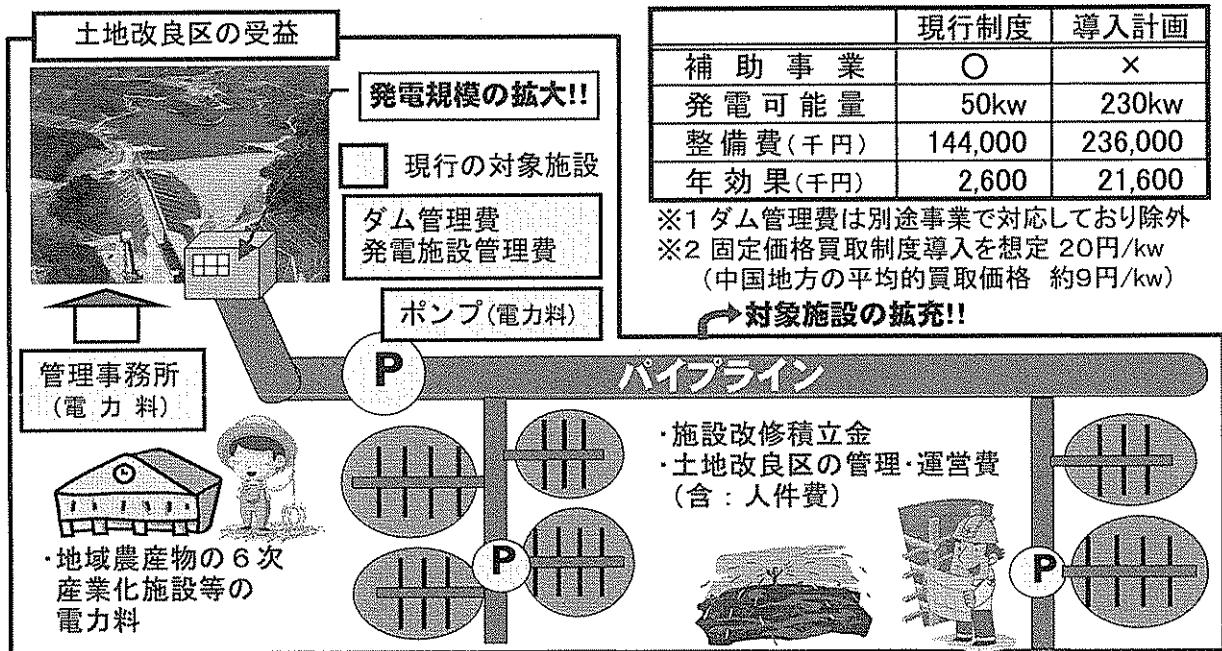
土地改良区が管理する土地改良施設及び発電施設に限定

##### 【売電収益を充当できる対象経費】

- ①土地改良施設の電力料(受電施設の管理費を含む)
- ②発電施設の管理運営費(人件費、修繕費、保守点検費、建設積立金、修繕引当金など)
- ③発電に利用するダム等の管理費(同上)

- 水利施設の落差を最大限活用した発電規模ができる補助制度とし、売電益は、土地改良区の管理・運営全体の費用等に充当できる制度とすることで、小水力発電施設の整備は加速化すると期待できる。

### ■導入検討事例（国営大山山麓総合農地開発事業：下蚊屋ダム）



#### その他の制限

- 河川法(水利権) → 小水力発電に対する水利権手続きの簡素化(届出制など)が必要。
  - ・発電用の水利権の取得には、電力会社と同様に専門的な資料作成や長期の協議などが必要とされていることから、農業者などが身近な水路を活用した水力発電に取り組やすくなるよう、届出制なども含む抜本的な手続きの簡素化をしていただきたい。
- 電気事業法 → 集落内で発電電力の共同利用ができるよう手続きの簡素化が必要。
  - ・電気を供給しようとする場所、相手ごととなっている経済産業大臣の許可を不要としていただきたい。
- 国有財産法、補助金適正化法 → 国有財産の有効利用や交付目的解釈の拡大が必要。
  - ・発電については、他目的利用許可の申請を不要とするなど事務手続きを簡素化することで、発電事業に取り組みやすくしていただきたい。

## 14 日本製品への風評被害対策及び輸出環境の整備について

### 《提案・要望の内容》

- 放射性物質の影響について、正確な情報提供に努めることにより、日本製品に対する風評被害の抑制に全力で取り組むこと。
- 輸出相手国の日本製品に対する過剰な反応に対し、国家レベルで改善を求め、適正なルールのもと簡易な手続きで円滑な輸出ができるよう、各国への働きかけを積極的に行うこと。

### <参考>

#### 中国向け輸出の早期正常化

5月22日東京で行われた日中首脳会談により、東京電力福島第一原子力発電所近隣の10都県以外の地域については、乳製品や野菜、水産物などを除く食品では放射能検査証明書を不要とすることに合意したが、いまだ詳細については決まっておらず、中国向けの輸出は完全には回復していない。中国政府と引き続き交渉を行い、輸出に関する事務手続きを明確化するとともに、中国国内の検査当局に速やかに周知され、輸出が早期に正常化されるよう万全を尽くしていただきたい。

香港：	福島県近隣の5県産以外の食品は、香港側でのサンプル検査を通れば輸出可
米国：	〃 6県産以外の食品は、米国側でのサンプル検査を通れば輸出可
EU：	〃 12都県産以外の食品は、都道府県発行の産地証明を添付すれば輸出可
韓国：	〃 13都県産以外の食品は、都道府県発行の産地証明を添付すれば輸出可

# 15 県産農水産物を含む日本産食品の輸出手続の簡素化に関する各国への働きかけ等について

## 《提案・要望の内容》

- 日本産食品の安全性について正確な情報を迅速に国内外へ発信し、早急に風評被害の改善に努めること。
- 産地に負担がかからないよう、文部科学省より協力依頼のあった「降下物」、「上水」の放射能モニタリング測定データの活用により、放射線検査証明を不要にするなど、輸出手続の簡素化に関して、各国への働きかけを積極的に行うこと。

### 【鳥取県の取組】

- ①7月3日～7日にかけて、ロシア・ウラジオストクへ販売促進団（県内農業団体、県）を派遣し、放射能をはじめとした本県産農産物の安全性を行政関係者、バイヤー及び消費者に説明した。
- ②7月5日～8日にかけて、台湾・香港へ市場調査団（県内農業団体、県）を派遣し、現地の輸入業者等に対して、本県産梨の安全性を説明した。

## <参考>

主な輸出国の規制措置(7月20日現在)と鳥取県産農水産物について

国名	対象県	品 目	規制内容							鳥取県の主な輸出品
			1	2	3	4	5	6	7	
台湾	福島、群馬、栃木、茨城、千葉	全ての食品	○							
	5県以外	果物、野菜、水産物、海藻類等		○						梨
		加工食品			○					
香港	福島、群馬、栃木、茨城、千葉	果物、野菜、牛乳、乳飲料、粉ミルク	○							
		食肉(卵を含む)、水産物				○				
	加工食品			○						
5県以外	全ての食品			○						梨
	福島	ほうれん草、かきな、原乳等	○							
	栃木	ほうれん草、茶	○							
米国	茨城、神奈川、群馬、千葉	茶	○							
		福島、栃木、茨城	牛乳・乳製品、果物、野菜とその加工品(上記を除く)				○			
	3県以外	上記以外の食品、飼料			○					
		食品、飼料			○					梨
中国	福島、群馬、栃木、茨城、宮城、新潟、長野、埼玉、東京、千葉	全ての食品、飼料	○							
	10都県以外	野菜及びその製品、果物及びその製品等				○	○			梨
		水産物				○	○		○	鮮魚、冷凍魚
韓国	福島、群馬、栃木、茨城、千葉、宮城、山形、新潟、長野、埼玉、神奈川、静岡、東京	全ての食品(上記を除く)					○	○		
	13都県以外	全ての食品					○	○		養殖用カタクティワシ
		福島、群馬、栃木、茨城、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京、千葉	全ての食品				○	○		
タイ	12都県以外	全ての食品				○	○			柿
	福島、群馬、栃木、茨城、東京、千葉	全ての食品	○							
ロシア	6都県以外	全ての食品			○					梨、すいか、メロン、柿
	242施設(青森、岩手、宮城、福島、山形、茨城、千葉、新潟に所在する施設)	水産物・水産加工品	○							

規制内容の1の欄:輸入停止、2の欄:輸入国にて全ロット検査、3の欄:輸入国にてサンプル検査、4の欄:放射能検査証明書を要求、5の欄:産地証明書を要求、6の欄:日付証明を要求、7の欄:検査許可申請を要求

注:農林水産省HP上に掲載されている内容を抜粋

## 16 生食用食肉の衛生基準等の法制化について

### 《提案・要望の内容》

○現在、食肉の生食による食中毒の予防は、国の通知で示された「生食用食肉等の衛生基準」に基づき実施しているが、法的強制力がないため、営業者ごとに食肉の衛生管理の内容に差異が生じており、国民の食の安全が確保できていない状況となっている。

については、国民の食の安全を確保するため、営業施設などの実態を十分調査し、食品衛生法に基づき実効ある措置を緊急に講じること。

### <参考>

鳥取県では、生食肉に関する安全性調査会を立ち上げ、生食用食肉及び生食用レバーの安全性等について、過去に報告されている研究論文、内閣府食品安全委員会及び厚生労働科学研究によるデータ等の収集・整理及び実証試験を行い検討を進めた。その概要と国の現在の方針は、以下のとおり。

#### 1 牛生食用レバー

県調査会の報告	国の方針
食肉処理業、飲食店において生食用として販売すべきでない。 →肝臓内部に食中毒菌（カンピロバクター）が相当の確立で存在し、トリミング等による物理的な除去が困難なため。	飲食店等に対して提供しないよう周知徹底する。  →腸管出血大腸菌のレバー内部の汚染の可能性等の調査研究を実施した上で、遅くとも年内を目途に部会での検討に着手。

#### 2 生食用食肉

##### (1) 自主検査の検査対象

県調査会の報告	国の方針
検査対象：生食用食肉及び生食用レバー 検査対象菌：腸内細菌科 Enterobacteriaceae →ただし、当該検査手法が普及していない状況であり、衛生環境研究所や保健事業団でも検査培地を保有していない状況。当面は糞便系大腸菌群とサルモネラ菌を対象として自主検査を行うよう食肉処理場に対して指導。	検査対象：生食用食肉 検査対象菌：腸内細菌科 Enterobacteriaceae

##### (2) 加熱処理（殺菌）の実施施設・実施方法

県調査会の報告	国の方針
実施施設：食肉処理場 実施方法： 国と同様 →ただし、現場で同様の効果が得られるよう肉塊の大きさに応じた具体的な加熱温度や時間を県の実証試験に基づき示す。（250g の肉塊は沸騰状態で約 10 分、500 g の肉塊は沸騰状態で約 20 分等）	実施施設：食肉処理場 実施方法： 容器包装に入れ、密封した後、肉塊の表面から 1cm 以上の深さを 60℃で 2 分間以上加熱殺菌（又は同等以上の効力を要する方法による加熱殺菌）を行う。

※ 国の方針は、7月6日に開催された厚生労働省薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食中毒・乳肉水産食品合同部会資料による。

## 17 黄砂問題に対する取組の推進について

### 《提案・要望の内容》

- 黄砂に関する実態解明調査・研究を推進すること。
- 発生地での砂漠化を防止するための対策・事業を推進すること。
- 東アジア諸国との連携を推進すること。

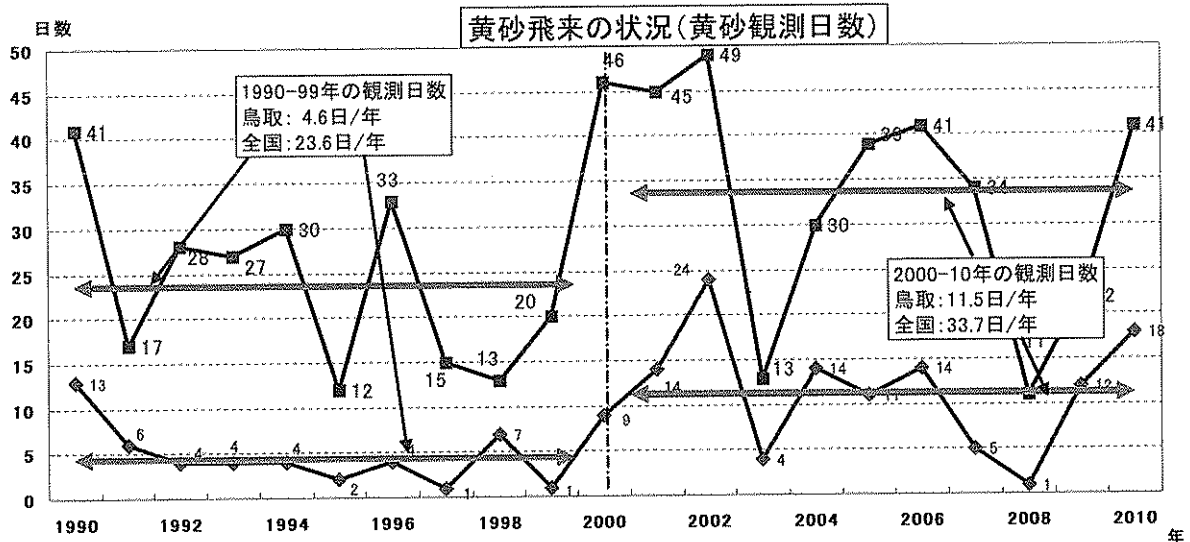
※近年、日本への黄砂の飛来回数が増加傾向にあり、鳥取県においても飛来回数は直近の約10年間では、それまでの10年間の2倍以上にも増加し、また一昨年からは、近年見られなかった秋から冬にかけても飛来が確認されるなどの状況がある。今後も中国内陸部等の砂漠化の進行に伴い、黄砂の発生回数の増加等が懸念されているところであり、韓国においては、大飛来時には学校休校等の影響も見られる。

※呼吸器疾患やアレルギー等人の健康に影響を及ぼすことも懸念されており、また、全国的に黄砂観測日には、有害重金属類が非黄砂観測日に比べ高濃度で検出される傾向が見られる。

※このため、当県においては、大学等と連携した黄砂中の金属や微生物の調査、また、他府県と黄砂の調査研究に関する情報交換等を実施しているところ。

### <参考>

#### ○近年の黄砂飛来状況



- 平成12年以降、日本への黄砂の飛来回数は増加し、中国内陸部等の砂漠化の進行に伴い、今後も黄砂の発生回数の増加が予想される。
- 黄砂観測日には、マンガン、ニッケルといった有害重金属類が非黄砂観測日に比べ高濃度で検出される傾向が見られ、健康への影響が指摘されている $2.5\mu\text{m}$ 以下の微小粒子が含まれることも明らかとなっている。



## 18 地域活性化総合特区への指定について

### 《提案・要望の内容》

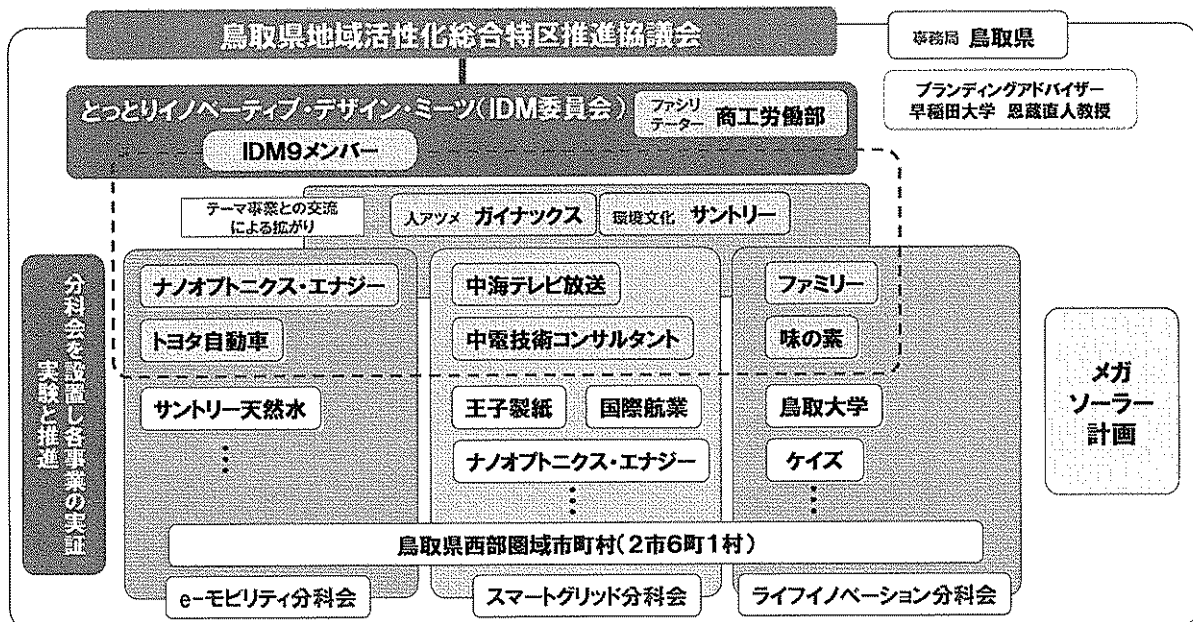
○地方中小都市ならではの新たな成長モデルを構築するため、以下の取組を行う鳥取県西部圏域を地域活性化総合特区に指定すること。

- ・これまでにない超小型(1～2人乗り)電動移動体(e-モビリティ)を用い、高齢者や商店街などに、人と暮らしを結ぶ新たな移動手段とライフスタイルを提供
- ・再生可能エネルギー(太陽光、水力、バイオマス等)により災害時でも電力を確保できる地域マイクログリッドを市街地・中山間地において構築
- ・米子市崎津地区で20MWh規模のメガソーラー事業を実施して自然エネルギーへのシフトを進め、将来的には地産地消による地域エネルギー自給率を向上
- ・アミノインデックス技術の活用と個人健康情報の一元管理等により、地域ならではの安心・充実の予防医療を実現する健診型予防システムを構築

※本県西部圏域には、先進的EV工場や「とっとりバイオフロンティア」等の最先端技術・企業の立地や再生可能エネルギー等の豊富な地域資源が米子市を中心にコンパクトに集積する一方、少子高齢化等の将来の日本全体で解決すべき課題にも他に先行して直面。  
 ※生活者視点で「医・食・住」を基軸とした事業を推進し、「真の豊かさ」の実感を産業振興と社会課題の解決に繋げる手法の構築を目指した本構想は、全国の地方中小都市に対する先駆的な成長モデルを提示しうるもので、我が国が取り組むべき課題。

### <参考>

- 本県の構想は、新技术や産業への「豊かさ」の実感を内需の喚起に繋げ、地方中小都市ならではの新たな成長モデルを生み出す、とっとり発グリーン&ライフイノベーション
- 行政と企業のショールーム的取組ではなく、実際の日常生活の中で、生活者の視点で地域住民とともにライフスタイル実証実験を実施
- 地域住民の生活意識、消費行動等における「幸せの感じ方」の分析に基づく「とっとり豊かさ指標(仮称)」で事業の方向性と実施による県民の豊かさ実感の変容度を評価
- 米子市崎津地区は立地環境・利用条件ともにメガソーラー事業に最適であり、我が国の再生可能エネルギー割合の向上に寄与する遊休地活用の先駆的取組
- 県内外の有力企業と自治体等が一体となり先駆的かつ「本気」の取組を推進  
(本年4月に協議会を発足)



## 19 ポリテクセンターの都道府県移管について

### 《提案・要望の内容》

○ポリテクセンターの地方への移管については、平成20年12月24日の閣議決定の趣旨を尊重し、地方にあらたな財政負担が生じることがないように必要な財源を国が恒久的に措置する制度を整備すること、また、職業訓練の内容を国が制限することなく地域の実情に応じて地方が独自に設定できること等、移管を希望する都道府県が、受け入れやすいように必要な見直しを行うこと。

### <参考>

○「雇用・能力開発機構の廃止について」の概要（平成20年12月24日閣議決定）

- ・ポリテクセンター等を（独）高齢・障害者雇用支援機構に移管し、国の責任において引き続き職業能力開発業務を行う。
- ・あわせて、受け入れやすい条件を整備した上で、希望する都道府県等にはポリテクセンターを移管する。

○独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成23年4月22日成立）

- ・法に含まれるポリテクセンターの移管条件では、財政的に受け入れは困難。

（法におけるポリテクセンターの都道府県への移管条件）

区 分		施設の譲渡額	施設の運営費
機構職員の 引受割合	1/2以上	無償	補助率10分の10
	1/3以上	8割減額	補助率10分の8
	1/3未満	5割減額	補助率10分の5
備 考		平成26年3月31日までの間に移管	平成26年3月31日までに移管された施設について移管後2年度間に限定

- ・資産の譲渡に当たっては、「ポリテクセンターの機能を維持することができる」と厚生労働大臣が認めるとき」との条件が付されており、職業訓練の内容を国が制限し、地域の実情に応じた職業訓練の実施が制限されることが懸念される。

（ポリテクセンターの機能を維持することができる」と厚生労働大臣が認める基準）

（厚生労働省告示第184号）

- ・職業訓練に係る科目、内容、定員等について、特段の理由のない限りこれらを縮減することなく、当該職業訓練の規模及び質を維持すること。

### 【ポリテクセンター移管に係る当県の考え方】

地域における職業訓練は、地域における人材ニーズや産業振興を図る上で必要な人材育成一体となって行われるべきであり、地方での一元的な職業訓練が必要。

→ 当県が示す受入条件が満たされれば、当県が必要と判断したポリテクセンターについて移管を希望。

### 〈本県の受入条件〉

- ・施設設備は無償譲渡すること。
- ・必要な財源を国が恒久的に措置する制度を整備すること。
- ・職業訓練の内容を国が制限することなく、県の産業振興施策や企業ニーズに応じて県が独自に設定できること。
- ・現行法では認められていない県立職業能力開発校の地方独立行政法人化を可能にすること

## 20 ふるさと雇用再生特別基金事業及び緊急雇用創出事業の 基金の積み増し・事業期間の延長について

### 《提案・要望の内容》

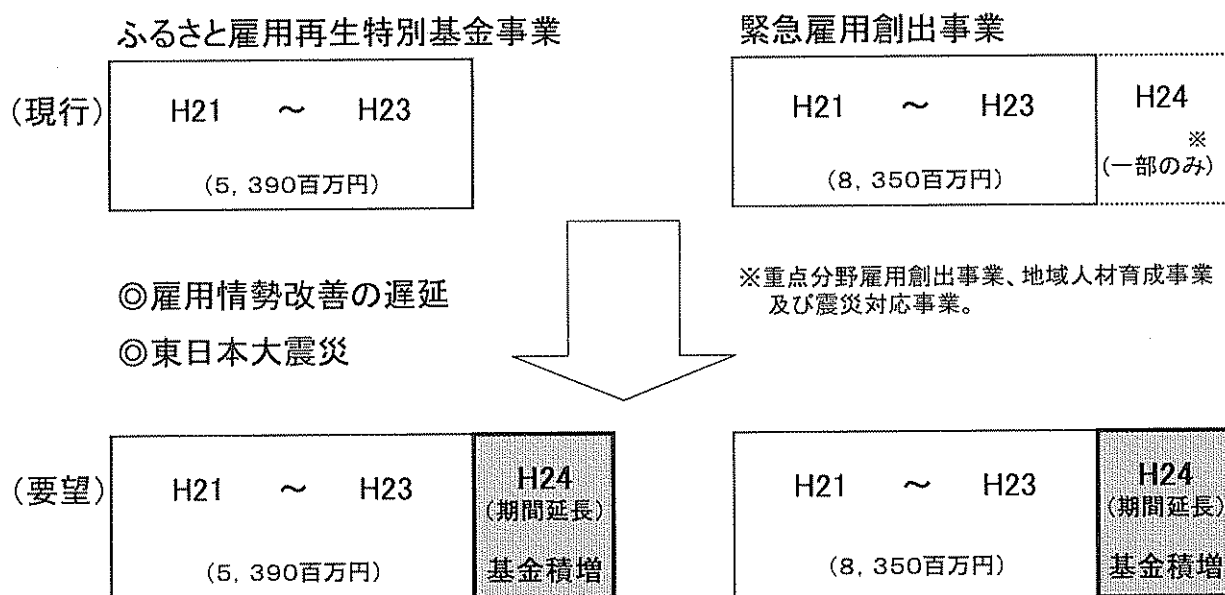
○ふるさと雇用再生特別基金事業及び緊急雇用創出事業については、原則として平成23年度で終了することとされている。しかしながら、本県における雇用環境は改善傾向にあるとはいえ、5月の有効求人倍率は0.71倍に留まっている状況であり、加えて先般の東日本大震災により、一時帰休が相次ぐなど、県内企業にも多大な影響が生じている。さらには基金事業を活用した被災者の雇用の場の確保も必要となるなど、県内の雇用環境は大きく揺らいでいる。については、ふるさと雇用再生特別基金事業及び緊急雇用創出事業基金の積み増し及び事業期間の延長を行うこと。

○重点分野雇用創造事業により有期雇用した失業者を、引き続いて正規雇用した事業主に対して、ふるさと雇用再生特別基金事業同様に、緊急雇用創出事業臨時特例基金を財源として支給する奨励金を制度化すること。

〔※鳥取県では、重点分野雇用創出事業を活用した体験型雇用事業での有期雇用者を正規雇用した事業主に対し、県独自の取り組みとして、正規雇用奨励金を支給している。〕

### <参考>

#### ○基金の積み増しと事業期間の延長について



- ・平成23年度国一次補正予算において、被災者雇用対策として重点分野雇用創造事業に500億円が積み増しされたが、被災地を中心に限られた地域のみが対象。(鳥取県は積み増しなし)
- ・委託先となる事業主などからも継続を望む声が多数寄せられている。

#### ○重点分野雇用創造事業における奨励金の制度化について

##### 【鳥取県重点分野職場体験型雇用事業の正規雇用奨励金の概要】

事業創設	平成22年7月～
支給対象者	体験型雇用事業終了後に体験者を引き続き正規雇用した事業主
支給時期	正規雇用から6ヶ月後
支給額	正規雇用者1人当たり30万円

## 21 雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の要件緩和について

### 《提案・要望の内容》

○雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の要件緩和の対象地域を全国に拡大すること、又は特例対象地域以外の事業主の要件を緩和すること。

#### 〈特例対象地域〉

青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、長野県及び新潟県の災害救助法適用地域

※雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金については、東日本大震災に伴い、特例対象地域を対象に要件緩和が図られ、特例対象地域以外の事業主についても、特例対象地域に所在する事業所等と一定規模以上の経済的関係を有する事業所は、同様の要件緩和が適用されることとなった。しかしながら、特例対象地域に所在する事業所等と取引関係がない場合においても部品や資材の調達ができないために生産調整、一時帰休を余儀なくされている事業主がある。

### 〈参考〉

○東日本大震災被害に伴う特例措置

#### 特例対象地域の事業主に対する措置

- ①最近3か月としている生産量等の確認期間を最近1か月に短縮
- ②これまでの支給日数にかかわらず、最大300日の受給が可能。
- ③被雇用保険者期間6か月未満の人を本助成金の対象とする暫定措置を延長。

#### 特例対象地域外の事業主に対する措置

特例対象地域に所在する事業所等と一定規模以上（助成金を受けようとする事業所の総事業量等の3分の1以上）の経済的関係を有する事業所の事業主についても、①～③の特例を適用。

○県内企業の声（例）

- ・大手メーカーは部品が一つ欠けても操業停止になり、その下請けの県内企業も、生産がストップする。特例措置は、被災地企業と取引が無い場合にも拡大すべき。  
(機械部品製造業)

## 22 農林漁業の就業及び定着促進対策の充実強化について

### 《提案・要望の内容》

- 『農の雇用事業』において制度を拡充するとともに事業継続すること。
  - ・助成対象者に、ＩＪＵターン者等の円滑な農業就業に必要な基礎技術研修を行う農地保有合理化法人等を追加。
  - ・研修支援期間の延長、助成対象経費の見直し及び助成額を増額。
- 『緑の雇用』現場技能者育成対策の林業就業促進施策の継続及び充実を図ること。
  - ・『緑の雇用』現場技能者育成対策事業の継続及び助成額の引き上げ、研修支援期間の延長及び募集時期の見直し、作業種区分を拡充（特用林産の追加）。
- 『漁業担い手確保・育成対策事業』等漁業就業促進施策を継続すること。
- 県産農林水産物を活用する食品・木材関連産業の雇用対策支援制度（農林水産物加工業者等が行う規模拡大、新部門導入等に伴う新規雇用に対する支援施策）を創設すること。

※厳しい経済、雇用情勢を受け、農林漁業は新たな雇用の受け皿として注目されており、当県でも、国の『農の雇用事業』、『緑の雇用』現場技能者育成対策事業』及び『漁業担い手確保・育成対策事業』に県の独自施策を加え、農林業への就業と担い手の確保を積極的に推進しているところ。

※平成22年度は、232名の雇用について事業採択しており、引き続き高い雇用創出を図るとともに、これら新規参入者が確実に定着できるよう、関係する国の各施策について、事業の継続と支援内容の拡充が必要。

※雇用対策としては、国においても多様な支援が行われているが、農林業向けの施策は必ずしも実態にあった内容となっていない。そのため、要件、助成単価等を見直すとともに、早期経営安定対策の強化など、より実効性の上がる支援となるよう拡充が必要。

### <参考>

#### 【鳥取暮らし農林水産就業サポート事業の実施状況】

	事業名		助成対象	雇用創出状況		県独自の要件緩和等
				目標数	採択数	
農業	鳥取県版農の雇用支援事業	新規就業者早期育成支援事業（国、県）	農業法人、農業者、作業受託事業体等	100名	80名 （うち国庫61名）	作業受託事業体を対象に追加等
		就農研修支援事業（県）	農地保有合理化法人等	40名	34名	県独自の支援
		県産農林水産物加工業者雇用支援事業（県）	食品加工業者	20名	16名	県独自の支援
林業	鳥取県版緑の雇用支援事業（国、県）		林業事業体	50名	58名 （うち国庫43名）	通年の申請受付等
	木材産業雇用支援事業（県）		製材工場等	15名	19名	県独自の支援
漁業	漁業雇用促進対策事業（県）		漁業経営体	15名	25名	県独自の支援
	合計			240名	232名	

（国、県）：国庫事業に県事業を組み合わせる要件拡大、追加助成を行っている事業

（県）：県独自の支援施策

## 23 新規就農者対策の充実強化について

### 《提案・要望の内容》

- 就農研修終了後の円滑な就農や多様化する就農希望者を受入れるため、研修期間中の農地・機械施設の取得容認や法人、農業後継者についても認定就農者として認めるなど、認定基準を改正すること。
- 新規就農者の初期投資を軽減するため「経営体育成支援事業」を継続実施するとともに、年度当初からの迅速な予算執行を行うこと。また、就農支援資金については必要な予算確保をすること。
- 就農希望者が円滑に農地や中古機械等が取得ができるよう、意欲ある農地保有合理化法人や農地利用集積円滑化団体が行う農地情報等の集約、活用に係る人的、財政的負担を軽減すること。

※認定就農者についての現行制度は「青年等の就農促進のための資金貸付け等に関する特別措置法施行規則」第1条(青年の年齢等)及び第6条(就農の基準)による。

※研修終了後、早期に収益を確保するためには、研修期間中であっても農地を早期に確保し、耕うん、播種などの準備作業が必要。

※県外Uターン者が新規就農と同時に農業生産法人の設立を計画し、就農支援資金の借入を目的に認定就農者を目指したが、制度上認定就農者は個人を対象としているため一時的に就農を断念した例あり。

※土地持ち非農家のような非耕作者であっても農地相続者の場合、地権者であることから認定就農者になれない。

※農地保有合理化法人等が農地のデータベース化等を行い、積極的に農地流動化を進める所については、必要となるのメンテナンス経費等について予算措置を行なうべき。

### <参考>

#### 新規就農者数の推移（平成15年度～平成22年度）（単位：人）

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
新規就農者数	29	17	19	32	20	24	41	45
新規参入者	8	4	5	13	0	8	24	27
新規参入者の割合(%)	28	24	26	41	0	33	59	60

※新規参入者：農業経営基盤を持たないIJUターン者など

## 24 沖合底びき網漁業の構造改革施策の充実について

### 《提案・要望の内容》

- 担い手代船取得リース事業は平成17年度の制度改正で補助率が大幅に削減され、もうかる漁業創設支援事業は本年度で終了することになっており、今後の代船建造が憂慮される状況となっている。
- ついては、「担い手代船取得リース事業」の補助率アップと平成23年度に終了する「もうかる漁業創設支援事業（モデル船による実証事業）」を継続・拡充されたい。
- なお、漁船リニューアルについては、実証化されたモデル事業を普及・定着していくための新たな支援制度を創設されたい。

### <参考>

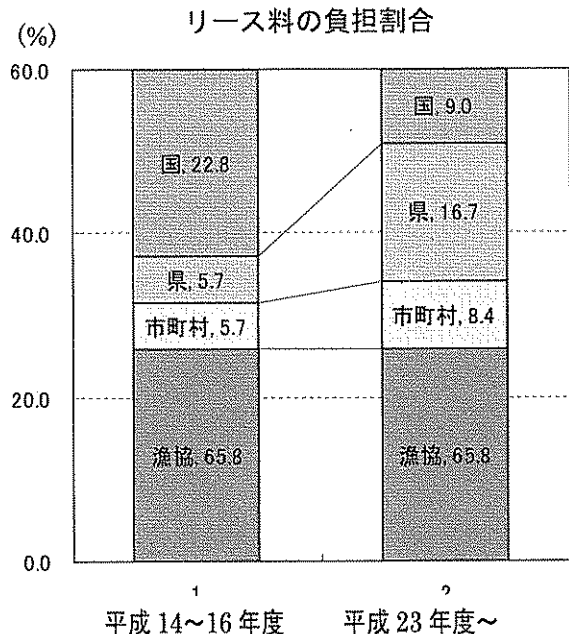
#### ○鳥取県の沖合底びき網漁業の現状

- ・沖合底びき網漁船は減少傾向が続き、漁獲量も減少しており、特産品である松葉ガニの極端な減少も懸念される。
- ・沖底船の大半は船齢が20年を超えており、このまま代船建造の支援がなければ平成32年には10隻程度まで減少することが予想される。
- ・沖底船の減少は漁獲量の減少に直結するばかりでなく、沖底の漁獲物を利用する加工業や観光業にも大打撃を及ぼすこととなる。

年	H17	H19	H22
沖底船数(隻)	29	28	27
漁獲量(トン)	6,777	6,538	6,290
漁獲高(百万円)	4,452	4,710	3,988

#### ○担い手代船リース事業の制度改正の状況

- ・事業の開始時の国補助はリース料の約23%であり、県、市町村も上乗せしたことで漁協（漁業者）の負担は約66%であった。
- ・平成17年度の改正で国の補助が従来の40%に減少し、9%となり、漁業者の負担が大幅に増加（86%）したことで、制度の利用が皆無となった。
- ・このため、鳥取県では平成23年度から市町村と共同してさらなる補助の上乗せを実施することで沖底船の維持存続、水産資源の安定確保を図ることとしている。



## 25 斐伊川水系中海の水質改善について

### 《提案・要望の内容》

- 浅場造成、植生帯の復元など、中海（湖沼法指定湖沼）における具体的な水質浄化対策を積極的に推進すること。
- 湖沼の水質改善に資する汚濁機構解明等の調査研究を推進すること。
- 湖沼法指定湖沼において、湖沼水質保全計画などに基づき県や市町、各種民間団体が実施する事業に係る財政支援を拡充すること。

中海においては、平成元年度から湖沼法に基づく水質保全計画に取り組み、平成21年度に第5期計画を策定し、関係機関と連携して各種の水質浄化対策を推進しているが、依然として環境基準が達成できていない状況にある。

また、平成22年4月には、将来に向けた水質の改善など、未来に向かって、より良い中海圏域を築くため、鳥取・島根両県と沿岸の4市1町、国の関係機関が共同で中海会議を設置したところであり、早期に水質改善を図るためには、国による施策・技術の両面における強力な支援が必要となっている。

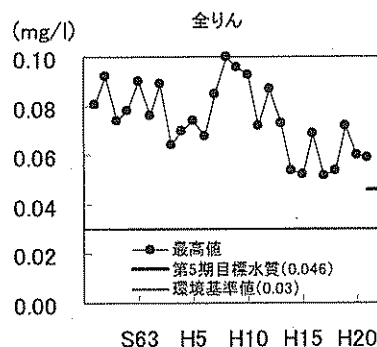
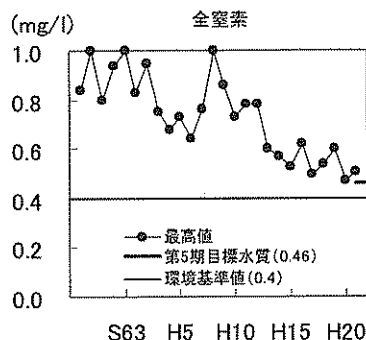
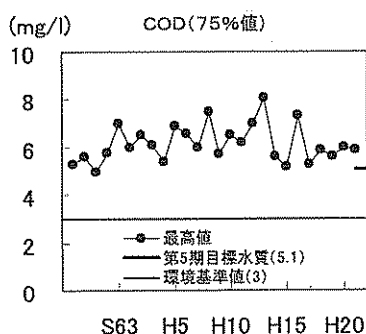
※国において、浅場造成、植生帯の復元等を進められているが小規模であり効果は限定的。一層の規模拡大など、自然浄化機能の再生促進や湖底環境の改善など、更なる水質浄化対策を積極的に推進していただきたい。

※中海の汚濁機構は汽水湖であることともあり、複雑で未解明の部分が多い。より効果的な水質改善策に結びつけるため、国による湖内負荷や非特定汚染源負荷対策、赤潮などの発生メカニズムの解明、更なる流入負荷量低減に寄与する下水道等の高度処理技術の開発などの調査研究を推進していただきたい。

※現在、生活排水処理施設整備事業に係る財政支援が行われているが、これらの一層の拡充を図るとともに、湖沼水質保全計画などに基づき、県や市町、各種団体が実施する各種水質浄化対策事業に対する財政支援についても拡充・創設が必要。

### <参考>

#### ○中海の水質の経年変化





## 26 斐伊川水系中海の護岸整備の推進について

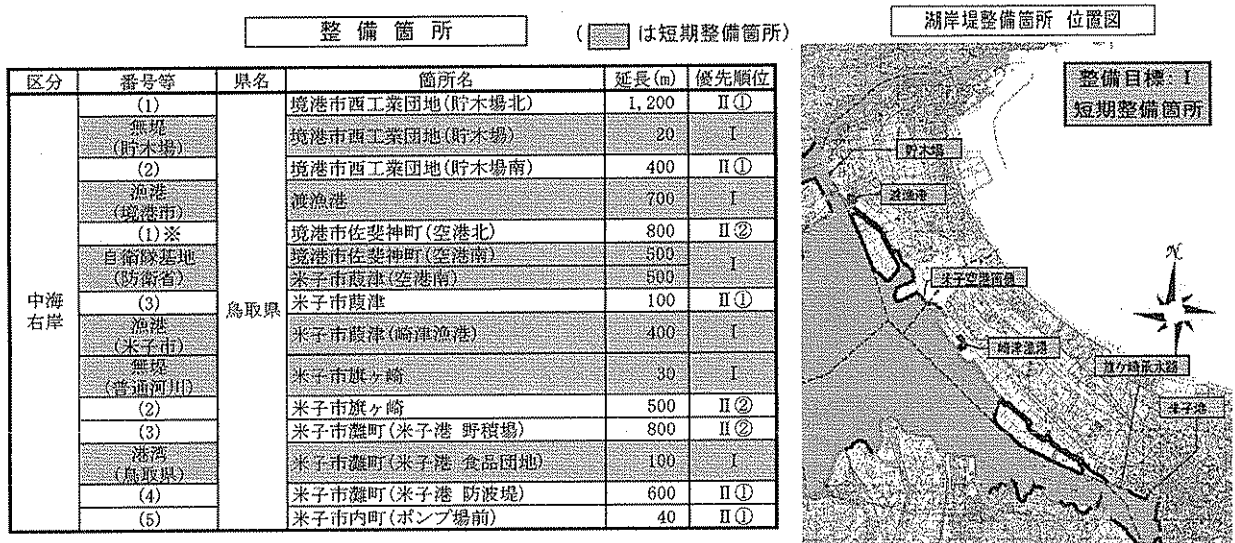
### 《提案・要望の内容》

- 大橋川改修事業に伴い、米子・境港両市民の安全・安心を確保するため、中海湖岸堤の整備を促進すること。(短期整備箇所は概ね5ヶ年を目処に実施すること。)
- 中海湖岸堤の整備箇所(短期整備: 6箇所)
  - ・整備完了: 崎津漁港(H22完了)
  - ・事業中: 渡漁港(境港箇所)、米子空港南側(葭津箇所)
  - ・未着手: 貯木場、旗ヶ崎承水路、米子港

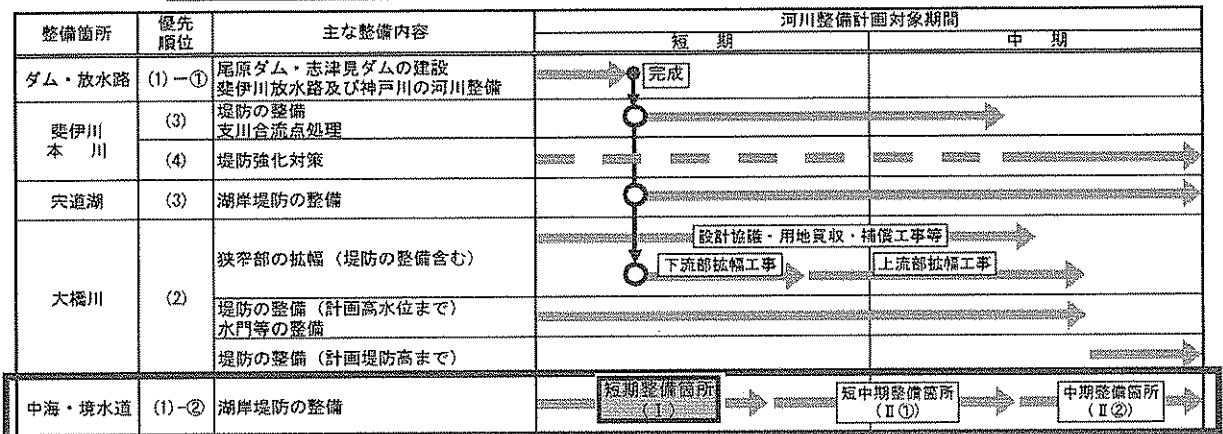
※鳥取・島根両県は、大橋川改修事業の実施に当たり、国が示した工程表に沿って中海湖岸堤を整備するよう国に求める協定書を締結。(平成21年12月19日)  
 ※両県はその推進母体として中海の水に関する諸問題を協議する「中海会議」(国土交通省、農林水産省、鳥取・島根両県、中海沿岸市町等)を設立。(平成22年4月22日)  
 ※国としても、斐伊川水系河川整備計画(平成22年9月30日策定)に中海湖岸堤の整備促進を明記しており、国はこの計画に基づいた着実な整備を進める必要がある。

### ＜参考＞

○国が示した「斐伊川河川整備計画」における湖岸堤の整備計画



### 河川整備計画の工程表(計画期間は概ね20年間)



## 27 国営中海土地改良事業の完了に向けた対応について

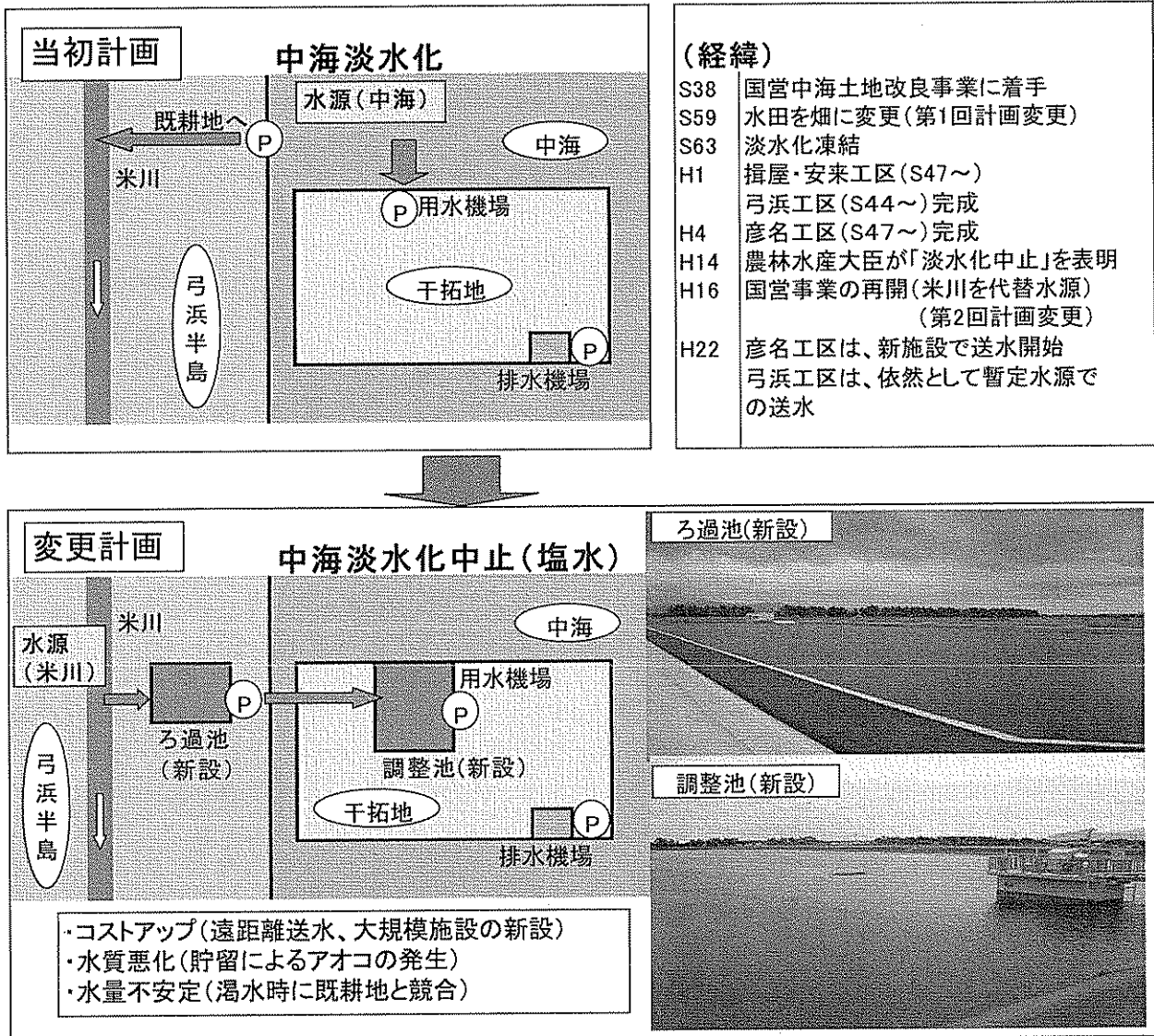
### 《提案・要望の内容》

○国営中海土地改良事業に係る代替水源施設の維持管理費や管理者の決定について、地元関係者と平成23年度中に合意し、平成24年度には施設を事業計画どおりの予定管理者へ引き渡すこと。

※鳥取県側は、平成23年度に工事完了し、平成24年度に施設の管理委託、譲与を予定。  
 ※しかし、維持管理費や米川土地改良区が管理者となることについて国と地元で未合意。  
 ※これまで、「彦名・弓浜工区施設管理協議会」の場で議論を重ねてきたが、合意への道筋が見えない。

### <参考>

#### 代替水源施設の概要



### 【地元の主張】

- 代替水源は、コスト(遠距離送水・大規模施設)、水質(貯留によるアオコ発生)、水量(渇水時に既耕地と競合)ともに中海淡水化時とは大きく異なり、維持管理費が高い(25千円/10a)ため、現行の維持管理費(15千円/10a)を下回るものとする。
- 国の提案する維持管理費の軽減策(15.3千円/10a)は、補助事業を前提としたもので、安心して農業に取り組めない。  
(国営造成施設管理体制整備事業はH22-H26の期間限定。)
- 代替水源施設の不具合があれば、国の責任で解消すること。

## 28 岡山大学病院三朝医療センターの存続について

### 《提案・要望の内容》

○岡山大学において将来のあり方の検討が始まっている三朝医療センターについて、県の中中部圏域の医療と観光における役割に鑑み、現在の規模及び診療機能を維持しつつ、存続させること。

※現在、岡山大学において三朝医療センターの将来のあり方について、検討が始まっており、その存続についての懸念が生じている。

※同センターは、県の保健医療計画において、中部保健医療圏における脳卒中、心筋梗塞及び糖尿病に関する医療連携体制の中での役割を担っている。

※地元三朝町においては、三朝温泉の新たな活性化戦略として、温泉と健康をテーマにした「現代湯治」に取り組んでおり、同センターの鉱泥治療、飲泉治療など果たす役割は大きく同町の観光業界への影響も懸念される。

### <参考>

#### 1 病院の概要

病床数 60床 (一般病床)

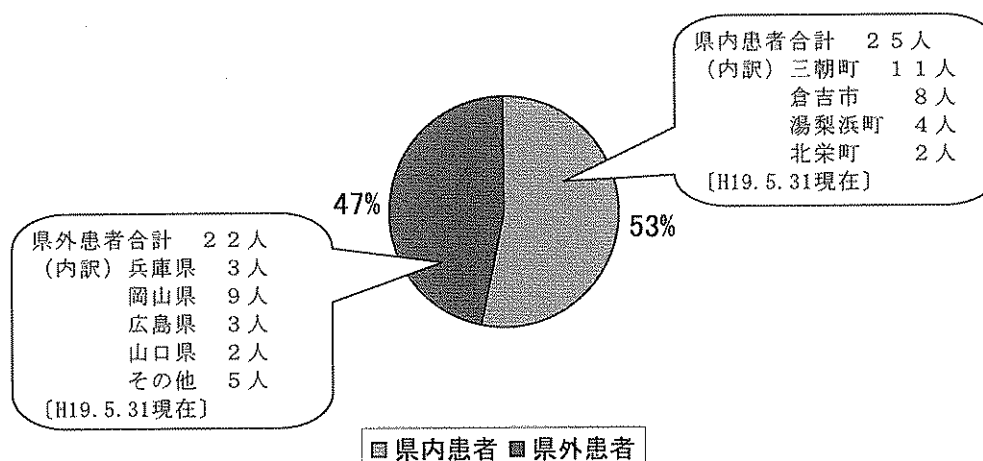
診療科名 内科、リハビリテーション科

患者数

区 分	H20年度	H21年度	H22年度(見込み)
延べ外来患者数	30,244	28,423	26,009
延べ入院患者数	15,625	13,408	13,608

○先進的な温泉療法を求め広範囲の地域の患者が利用

三朝医療センターの入院患者の状況



#### 2 鳥取県保健医療計画における位置づけ

疾病名	役 割
脳卒中	回復期の医療機関
心筋梗塞	身体機能回復のリハビリテーションを行う病院
糖尿病	急性増悪時治療を行う病院

## 29 北朝鮮当局による拉致問題の早期解決について

### 《提案・要望の内容》

○松本京子さんをはじめとするすべての拉致被害者の一刻も早い帰国を実現するため、首相の強いリーダーシップの下、政府一体となり毅然とした取組を行い、現在のこう着状態の打開を図ること。

※松本京子さんは、拉致されてから34年目を迎えた。お母さんの三江(みつえ)さんは年齢を重ねられながらも(88歳)、娘の帰国を待ちわびている。兄の孟(はじめ)さんも、中野拉致問題担当大臣・国家公安委員長が拉致被害者の一刻も早い帰国に向けて全力をあげる考えを示されたことに期待されている。

### <参考>

#### 【政府認定拉致被害者】

①松本京子さん(米子市出身、当時29歳)：昭和52(1977)年10月21日、自宅近くの編み物教室に向かったまま行方不明。

※平成18(2006)年11月20日、政府が拉致被害者と認定  
(全国で17人目、県内初)



#### 【特定失踪者(拉致の可能性が指摘されている人)】※特定失踪者問題調査会の公表による

②古都瑞子さん(日南町出身、当時47歳)：昭和52(1977)年11月14日、普段着で出かけたまま行方不明。自宅には旅行の切符やポケベルも置いたまま。

※平成19年6月、特定失踪者問題調査会は、調査の結果「拉致の可能性が高い」と判断

平成19年8月、米子警察署に告発状(所在国外移送目的略取誘拐罪)を提出。



③矢倉富康さん(米子市出身、当時36歳)：昭和63(1988)年8月2日、一人で出漁して行方不明。精密工作機械製作の元エンジニア。

※平成19年6月、特定失踪者問題調査会は、調査の結果「拉致の可能性が高い」と判断

平成19年10月、米子警察署に告発状(所在国外移送目的略取誘拐罪)を提出。



④上田英司さん(伯耆町出身、当時20歳)：昭和44年(1969)11月4日、「京都に行ってくる」と東京の下宿家主に言ったまま行方不明。荷物は紙袋一つ。



# 30 2012年（第13回）国際マンガサミット開催に向けた支援について

## 《提案・要望の内容》

- 2012年の第13回国際マンガサミットの開催を支援すること。
- まんがやアニメをテーマとした地域づくり、観光客誘致に向けた取組を支援すること。
- まんがやアニメに関する産業育成・人材育成に関する取組に対し支援すること。
- まんがやアニメの関連イベントの実施など、地域活性化の取組に対し支援すること。

※本県は、国際的にも活躍している水木しげる氏、青山剛昌氏、谷ロジロー氏をはじめ多数の漫画家を輩出していることから、「まんが王国とっとり」を掲げ、まんがをテーマとした観光客誘致に取り組んでいる。

※2012年の第13回国際マンガサミットが鳥取県で開催されることが決定し、成功に向けて開催準備を進めているところ。

- ・開催日 : 平成24年11月7日（水）～10日（土）
- ・メイン会場 : 米子コンベンションセンター
- ・大会テーマ : 「食」と「海」

※国際マンガサミット開催を大きな契機として、まんがやアニメの産業活用に繋がる取組や人材育成、まんが・アニメ関連イベントの実施など地域活性化に繋がる取組を充実していくことが重要。

（県内取組例）

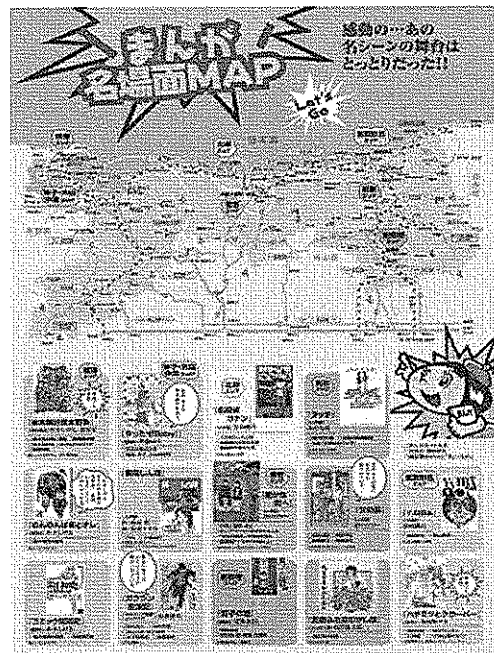
- 鳥取市・倉吉市・・・谷ロジロー氏原画展示
- 米子市・・・アニメソング大会
- 日南町・・・地元民話のアニメ化

## <参考>

（2012年国際マンガサミット決定）



（まんが名場面MAP）



## 31 世界ジオパークネットワーク加盟後の取組への支援について

### 《提案・要望の内容》

- ジオパーク自体の普及啓発と国内加盟地域の国内外へのPRを行うこと。
- ジオパークに親しむ観光の充実や教育活用の促進に関する取組へ支援を行うこと。
- ジオパークエリア内の施設整備等に係る権限と財源を関西広域連合へ委譲すること。

※科学的に貴重な地質や地形などを含む自然公園（地質遺産）を保護し研究に活用するとともに、教育や地域振興に活かすことを目的とした「ジオパーク」が、ユネスコ支援のもと、主に欧州や中国で取り組まれており、2004年には「世界ジオパークネットワーク」が設立。

※国内において日本ジオパークに認定された地域の集まりである「日本ジオパークネットワーク」が平成21年5月に設立。

※平成21年8月に糸魚川地域を含む3地域、平成22年10月に山陰海岸ジオパーク（鳥取県、兵庫県、京都府）の世界ジオパークネットワークへの加盟が認定。

※国内外において、世界ジオパークネットワークの知名度はまだ低く、国内加盟地域の紹介を含め国レベルでのPRが重要

※ジオパークエリアの地質学上の貴重な価値を保全し情報発信するためには、ジオパークエリアを有する自治体による機動的で効果的な施設整備が不可欠

### <参考>

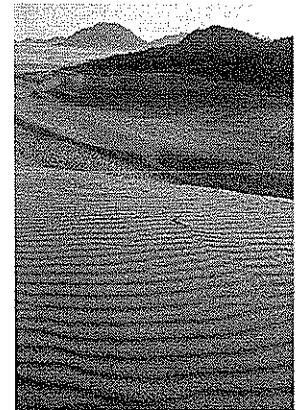
#### (山陰海岸ジオパーク)

##### ジオパークテーマ

日本海形成に伴う多様な地形・地質・風土と人々の暮らし  
 主な地形・地質学的特徴

- 日本海沿岸の多様な海岸地形（鳥取砂丘、浦富海岸など）
- 第四紀における地磁気逆転期の発見サイト（玄武洞）
- 火成活動の影響を受けた豊富な温泉資源（岩井温泉、城崎温泉など）

(鳥取砂丘)



## 32 スポーツツーリズム・エコツーリズムに関する支援について

### 《提案・要望の内容》

○スポーツツーリズム・エコツーリズムを訪日旅行促進事業(ビジットジャパン)の主要施策として位置付け、地方の取組について積極的な参画・支援を行うこと。

※スポーツツーリズム先進モデル事業(ワンストップサービス拠点整備)への支援

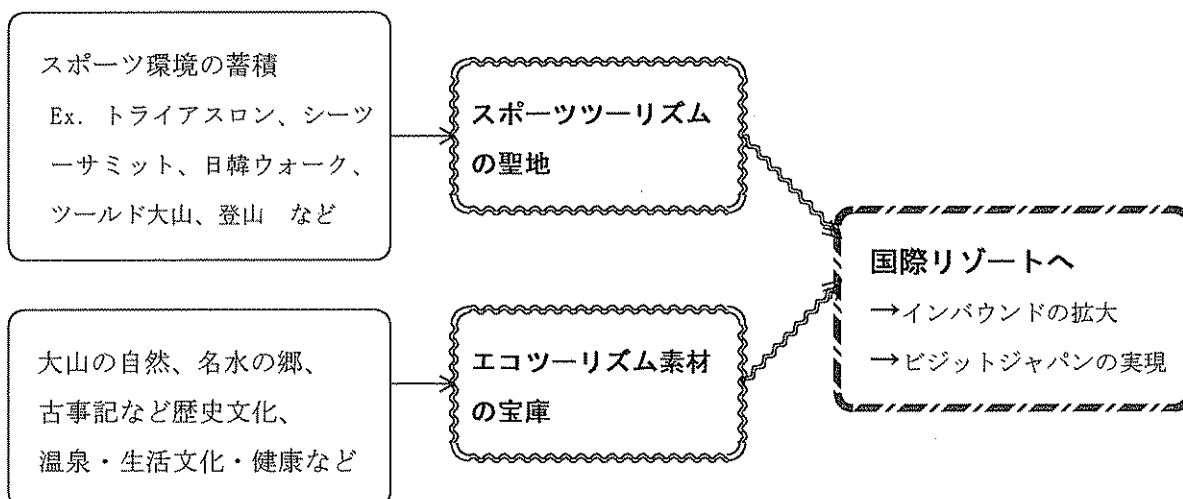
- ①鳥取県が目指す韓国との共同開催スポーツイベントの実現化への支援  
→ 観光庁の「後援」と韓国関係者への「観光庁長官歓迎レター」による側面支援
- ②地域で開催する国際イベントの国内外への情報発信協力

※鳥取県が目指す「エコツーリズム国際大会2013」開催誘致への支援

- ①日本エコツーリズム協会と鳥取県の共同開催を目指すエコツーリズム国際大会2013への観光庁の共催参画と開催誘致に向けての積極的な支援
- ②エコツーリズムメニューの拡充・情報発信への支援
- ③エコツーリズム国際大会招致PRへの支援  
→ 観光立国ナビゲーターの「嵐」のプロモーション協力  
(例) エコツーリズム国際大会プロモーションDVD、ビデオレターなどでの応援団として「嵐」の出演等

### <参考>

- おすすめウォーキングコース・サイクリングコースの設定などを行い、若者・家族のスポーツ活動を活性化し、水や自然・生活文化などの体験メニューの充実など、エコツーリズム国際大会誘致の地元気運を高める。
- 韓国での登山やウォーキング・サイクリングブームなど、国内外でエコや健康志向がより一層高まっており、生涯スポーツがライフスタイルとして定着しつつある。  
→ 世界各国が抱えている震災後の日本の不安イメージを払拭するため、韓国と日本の民間レベルでのスポーツ交流イベントを共同開催し、安心・安全をアピールする。



### 33 学校施設の耐震化の促進について

#### 《提案・要望の内容》

○公立学校施設等における耐震化をはじめ、老朽施設の改修等各種事業について、各自治体が整備計画どおりにすべての事業を実施することができるよう、十分な予算を確保すること。

○各学校の耐震化補助事業の充実・改善を図ること。

#### 【公立小中学校】

- ・「耐震補強」の補助率嵩上げの対象施設を耐震化が必要なすべての建物へ拡充。  
(現行  $I_s$  値 0.3 未満の建物)
- ・「改築事業」についても耐震補強と同様の補助率 2/3 へ引き上げ。(現行 1/2)
- ・補助単価と実勢単価に乖離があり、実情に合った補助単価へ引上げ。

#### 【公立高等学校】

- ・地震防災対策特別措置法を見直し、その対象を公立高等学校へ拡充。

#### 【私立学校】

- ・私立学校施設整備費補助金及び私立幼稚園施設整備費補助金の拡充  
→ 耐震化が必要な全ての建物について、耐震補強工事の補助率を 2/3 へ引き上げ。  
(現行  $I_s$  値 0.3 未満：1/2、 $I_s$  値 0.3~0.7：1/3)
- 耐震補強が必要で老朽化した私立中・高等学校の改築費用について補助対象とする。

※学校施設は、児童生徒の学習・生活の場でありその安全を確保する必要があること、また、災害時には住民の避難場所にもなることから、その耐震化を進めることは極めて重要。

※地震防災対策特別措置法の改正により、 $I_s$  値 0.3 未満の学校施設の耐震化について拡充措置(耐震補強工事の補助率嵩上げ)がなされたところ。

・耐震補強 補助率：1/2 → 2/3

※当県の学校施設においては、 $I_s$  値 0.3 以上でも耐震化の必要な建物が多くあり、公立・私立を問わず、設置主体の財政難から耐震化が進んでいないのが現状。

※各自治体が計画している耐震化事業を計画どおり実施するためには国の支援が必要不可欠。

#### <参考>

学校の耐震化率 (H22.4.1現在)

区 分	鳥取県	全 国
公立小中学校	65.7%	73.3%
県立高等学校	53.6%	72.9%



## 34 少人数学級の制度化について

### 《提案・要望の内容》

- 全学年における少人数学級実現等、新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画案の実現に向けて引き続き努力すること。
- 新学習指導要領の円滑な実施のために、新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画案に示された年次計画のうち、中学校における少人数学級を平成24年度から実施するよう再検討すること。
- 地方財源不足に対応した義務教育費国庫負担金の負担率、負担内容の見直しと、定数改善により必要となる校舎整備費等の財源措置をすること。

※少人数学級は教育効果があり、全学年における少人数学級実現を望む声が市町村教育委員会や保護者からは多数。  
※中学校では、新学習指導要領完全実施に伴い授業時間数が増加する教科も多く、早期の少人数学級化を望む声が多数。  
※大量退職に伴う退職手当の増加や、定数改善に伴う教員の増加が見込まれ、人件費等の増額により地方財政が圧迫されることを危惧。  
※少人数学級は、学力向上のみならず、雇用創出にもつながるもの。

### <参考>

#### 1 全国的な状況

- 本年度小学校1年生について35人以下学級が実現したが、「中1ギャップ」等教育課題への対応、一人ひとりの子どもに教員が向き合う環境づくりの観点から、きめ細やかな対応が可能な環境づくりは引き続き喫緊の課題であり、全学年の少人数学級を望む声は大。
- 全国的に、多くの県で学級編制の弾力化に基づく少人数学級等が実施されているが、その財源の確保には苦慮。

#### 2 鳥取県の状況

- 当県では、平成14年度から給与カットを財源とした鳥取県版ニューディール政策において、小学校1・2年生で30人学級、中学校1年生で33人学級といった少人数学級を県独自に実施。その成果もあり、当県の児童生徒の状況は、全国学力・学習状況調査の結果によると、全体的にはおおむね良好。
- 一方で、学ぶ意欲の低下や学力の二極化（傾向）などの課題が顕在化。
  - ⇒基本的な生活習慣の定着や学ぶ意欲の向上等を図るため、全学年での少人数学級の実施によるきめ細やかな対応が必要。
  - ⇒新学習指導要領実施に伴い授業時間数増となる中学校で、円滑な実施や教員が生徒と向き合う時間の確保等への不安の声が多く、平成24年度からの少人数学級実施を切望。
- 今後の大量退職(平成26年度～平成35年度末の10年間で小学校教員の47.2%が定年を迎える)による退職手当や今回の学級編制の標準引き下げによる教員数の増加に伴う県財政への負担増。
  - ⇒現在、義務教育費国庫負担対象外である退職手当の国庫負担対象内への措置。
  - ⇒教員増による地方財源への圧迫に対応し、義務教育費国庫負担の割合の1/3から1/2への再変更が必要。
- 少人数学級の制度化に伴う学級増に対応するための施設設備等の整備に向けた財源の確保が困難。
  - ⇒少人数学級の制度化に伴い新たに必要となる教室等の施設設備について、地方格差が生じないよう国の責任における財源確保が必要。

## 35 私立中学校に対する就学支援金制度について

### 《提案・要望の内容》

○義務教育段階にある私立中学校の生徒に対しても、国において就学支援金を支給するよう制度化すること。

※「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」が成立し、平成22年4月1日から施行。

※この法律により、平成22年度から、公立高等学校の授業料を徴収しないこととともに、私立高等学校等の生徒に対する就学支援金の支給が始まり、教育の機会均等という観点で教育に係る国費負担のあり方が大きく見直されたところ。

※しかしながら、私立小・中学校については、このような措置がなされなかったことから、保護者の負担が軽減されないままの状態となっている。

※本来、教育を受ける権利は平等にあるべきであり、私立高等学校も含めて授業料の無償化あるいは軽減措置が導入され、高等学校においても国費による負担が標準となった今、制度の整合を図る上では、義務教育である私立小・中学校にも軽減措置が導入されるべき。

※とりわけ、私立中高一貫校では、同じ学校内において、中学生は保護者の負担が従来のみまで、一方、高校生には就学支援金が支給されることとなり、制度上の不整合がある。

### <参考>

#### 1 国の就学支援金制度の概要

- ・私立高等学校及び私立専修学校（高等課程）に通学する生徒に対し、公立の高等学校の授業料相当額（年額 118,800円）を支給
- ・低所得世帯については、収入に応じて助成額を上乗せ（1.5～2倍）

年収（相当）	250万円未満	250万円～350万円未満	350万円～
一人当たり支給額	年額 237,600円	年額 178,200円	年額 118,800円
（うち、上乗せ額）	(118,800円)	(59,400円)	—

#### 2 中学・高校における国の保護者負担軽減措置

区分	小学校	中学校	高等学校
私立	なし	なし	就学支援金
公立	授業料無償	授業料無償	授業料無償化

## 36 航空自衛隊美保基地における次期輸送機C-2(仮称) への機種変更について

### 《提案・要望の内容》

○航空自衛隊美保基地における次期輸送機C-2(仮称)への機種変更について事前協議の申入れを受けたところであるが、安全性や騒音など、基地周辺に与える影響について、地元両市(境港市及び米子市)の住民、関係団体等に対し、十分な説明を行うこと。

### <参考>

○平成23年4月27日、中国四国防衛局より、航空自衛隊美保基地における次期輸送機C-2(仮称)への機種変更について事前協議の申入れ。

事前協議の内容は次のとおり。

- ・C-1の老朽化による機種変更のため、平成26年度から、美保基地へ2機のC-2を配備したい。
- ・C-2への機種変更に伴い、美保基地内の関連施設を本年度から整備したい。

○機種変更に係る事前協議は、昭和60年3月1日付施呉第1655号により、国(呉防衛施設局長)と県(知事)との間での確認事項に基づくもの。

### 【C-2(仮称)の概要(C-1との比較)】

主要諸元	C-1	C-2(仮称)
全 長	約29m	約44m
全 幅	約31m	約44m
全 高	約10m	約14m
最大搭載量	約8t	約30t
巡航速度	マッハ約0.7	マッハ約0.8
航続距離	約1,700km (2.6t搭載時)	約6,500km (12t搭載時)

## 37 国内地方航空路線の拡充について

### 《提案・要望の内容》

○平成25年度の羽田空港再拡張に伴う発着枠の拡大に際しては、国内路線に十分な規模の枠を確保し、米子・鳥取－東京便の増便等に活用できるよう、特に地方路線に優先的に配分すること。

※鳥取県には新幹線がなく、高速道路も含めた高速交通網は依然として不十分であり、首都圏への移動を大きく航空便に依存。鳥取県にとって、航空便は、産業振興、企業誘致、定住促進、観光誘客等、地域の存立と活性化のための命綱であり、その充実を図り、利用者の利便性を高めることが地域活性化及び観光振興にとって喫緊の課題。

※羽田空港の再拡張に伴う新規発着枠については、昨年1月5日の第1次配分（国内線37便）の内、路線維持が困難と見込まれる年間旅客数40万人未満の4路線（鳥取・米子等）に優先配分。

※現在、第2次配分に向けて、第1次配分の再配分及び第2次配分（国内線37便）の航空会社への配分を検討中と伺っている。

### <参考>

#### 1 平成22年度の県内空港国内便の状況（鳥取・米子－東京便）

これまでの利用促進の取組の結果、搭乗率、搭乗者数は対前年比で向上。

路線	便数	搭乗者数	搭乗率
鳥取-羽田線	4便	(295,553) 296,750人	(61.3) 61.6%
きたろう 米子鬼太郎-羽田線	5便	(384,887) 398,730人	(63.7) 66.0%

(注)上段( )書きは、平成21年度の数値。

#### 2 航空便利用促進のための地元の取組

昨年4月に決定された「米子鬼太郎空港」の賑わいづくりや、全日空とタイアップした搭乗率向上キャンペーンなど、官民挙げて利用拡大の取組を強力に展開。

##### <米子鬼太郎空港・立体オブジェ>



##### <キャンペーンPRポスター>



## 38 国際地方航空路線の拡充に伴うC I Q体制の確保について

### 《提案・要望の内容》

○地方空港における新規国際航空路線や国際チャーター便の就航について、円滑な受入れを進めるため、十分なC I Q体制の確保と地方空港への柔軟な配置を行うこと。

※本県では、山陰唯一の国際便である米子～ソウル便に次ぐ、将来の新たな国際定期便就航を睨んで、中国や台湾、ロシア沿海地方等東アジア地域をターゲットにインバウンド国際チャーター便の就航を働きかけ、本県への誘客を一層促進していく方針。

※このため、平成23年度においては、インバウンド国際チャーターを運航する航空会社や旅行会社に対する支援制度を大幅に充実させたところ。

※地方空港における国際チャーター便の円滑な運航には、C I Q体制が十分に確保されることが不可欠。

※鳥取県内にあるC I Q各機関からは、現在国際定期便が就航している日・火・金・土曜日は国際チャーター便への対応が難しいと言われており、誘致活動への影響が懸念。

### <参考>

#### 1 平成22年度の国際定期便の運航状況

区分	路線・運航日	利用者数	利用率
空路	○米子鬼太郎空港～仁川国際空港（韓国）	(32,406)	(60.2)
	○毎週日・火・金曜日運航	29,617人	59.8%
航路	○境港～東海港（韓国）～ウラジオストク港（ロシア）	(22,705)	
	○毎週金・土曜日運行	27,034人	—

(注)上段( )書きは、平成21年度の数値。

#### 2 平成22年度の国際チャーター便の運航実績

区分	便数	運航実績
鳥取空港	2便	7月～3月 台北
米子鬼太郎空港	14便	9月 上海、ホーチミン
計	16便	11月 ハワイ

#### 3 平成23年度の国際チャーター便の運航予定

区分	便数	主な運航計画
鳥取空港	14便	7月～9月 ウラジオストク
米子鬼太郎空港	26便	7月 台北
計	40便	9月 スイス ほか

## 39 水道事業の震災対策に係る新たな補助制度の創設及び補助基準の緩和について

### 《提案・要望の内容》

- 震災対策の充実、強化を図るため、応急給水用機材の整備、水道管補修材料の備蓄に対しての新たな補助制度の創設、また、耐震性向上のために実施している老朽管更新に対する補助基準の緩和及び補助率の引き上げを行うこと。

※地震等の災害時における応急給水には、給水車、給水用タンク、飲料水袋など多くの機材や破損した水道管の補修材料の備蓄が必要である。また、水道施設の被害を最小限に抑えるため、ライフライン強化を目指して老朽管更新を実施している。これらの事業には多額の事業費を要し、水道事業経営及び水道料金に及ぼす影響が大きいため、財政支援を求める。

### <参考>

- 基幹管路の耐震化状況（平成21年度末時点 厚生労働省調査結果より）  
 導水管や送水管など、「基幹管路」と呼ばれる水道管の耐震適合率は全国平均で30.3%。昨年度（28.1%）から2.2ポイント上昇したが、耐震化が進んでいるとはいえない状況。  
 本県においては、16.0%と全国で4番目に低い水準となっている。

		耐震適合率（H21年度末）
全	国	30.3%
鳥	取	16.0%
鳥	取市上水道	37.4%
米	子市上水道	4.5%

- 現在の交付基準（老朽管更新事業の補助制度）

- ①資本単価要件：資本単価が90円/m<sup>3</sup>以上であること。  
 ※鳥取市の場合…73.4円/m<sup>3</sup>（平成22年度）
- ②水道料金要件：1か月に10m<sup>3</sup>使用した場合の水道料金が、1,119円よりも高いこと。  
 ※鳥取市の場合…871円（平成23年度値上げ後：966円）
- ③現在の補助率：1/4

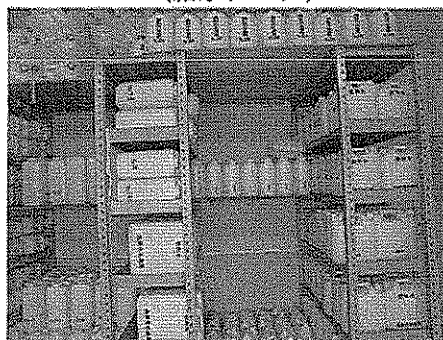
- 鳥取市水道局東日本大震災派遣実績

派遣先	派遣期間	派遣人数	派遣給水車	支給飲料水袋
福島県郡山	3/13～3/17	4人	1台	4,400枚

(給水車)



(給水タンク)



(飲料水袋)



(管の補修材料)

